

職員の給与に関する報告

令和 2 年 11 月

島 根 県 人 事 委 員 会

本委員会は、適正な人事行政を確保するための中立的・専門的な人事機関であり、地方公務員法第8条で、勤務条件や厚生福利制度など、職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会や知事に提出することとされています。

また、同法第14条により、給与などの勤務条件が社会一般の情勢に適応するように地方公共団体が講ずべき措置について、議会と知事に勧告することができることと、同法第26条により、毎年少なくとも1回、給料表が適当かどうかを議会と知事に報告し、あわせて適当な勧告をすることができることとされています。

これらの規定に基づき、本委員会は、県内の民間事業所のご協力を得て、民間給与の実態調査を行うなど、令和2年の職員の給与に関する種々の調査・検討を行ってきました。

本書は、その結果を議会及び知事に対して報告したものです。



島人委第331号

令和2年11月11日

島根県議会議長 中村芳信様

島根県知事 丸山達也様

島根県人事委員会委員長

本間恵美子

職員の給与に関する報告

地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与に関して別添のとおり報告します。

目 次

職員の給与に関する報告	1
1 職員給与の状況について	1
2 民間給与の状況について	1
3 人事院報告の概要	3
4 月例給に関する職員給与と民間給与との比較	3
5 本年の月例給の改定方針	4
別紙 令和2年人事院報告の概要	5
(給与等に関する参考資料)	
民間給与実態調査の概要	参考-1

職員の給与に関する報告

職員の給与に関する報告

本委員会は、人事院と共同で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月30日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間に実施した調査の結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

1 職員給与の状況について

令和2年4月分の職員の平均給与月額が383,238円で、昨年に比べ1,722円(0.4%)減少しており、このうち、行政職の職員の平均給与月額は352,926円で、昨年に比べ1,810円(0.5%)減少している。

これは、昨年に比べ平均年齢が低下したこと及び平成27年4月の給与制度の総合的見直しに係る給料の経過措置額^(注)が令和2年3月31日に終了したこと等による。
(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月30日)参考資料第7表)

(注) 経過措置額

現に受ける給料月額が、平成27年3月31日に受けていた給料月額(以下「切替前給料月額」という。)に達しない職員に支給される、その者の受ける給料月額と切替前給料月額との差額に相当する額。

2 民間給与の状況について

職種別民間給与実態調査の調査人員

調査実人員	初任給関係	左記以外	
			うち行政職 相当職種
3,880人	224人	3,656人	3,655人

本委員会は、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所231のうちから層化無作為抽出法^(注)により抽出した128事業所を対象に「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。(参考資料第1表)

月例給に関する調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,655人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、90.6%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(注) 層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ(層)を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準として層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で39.3% (昨年48.8%)、高校卒で42.5% (同48.8%) となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で42.8% (同45.8%)、高校卒で37.6% (同46.6%)、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で57.2% (同54.2%)、高校卒で62.4% (同53.4%) となっている。(参考資料第5表)

(2) 給与改定の状況

一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は34.8% (昨年43.8%)、ベースアップを中止した事業所の割合は13.3% (同12.2%) となっている。

また、一般の従業員(係員)の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は84.6% (同95.2%)、定期昇給を中止した事業所の割合は7.2% (同3.8%) であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が17.3% (同19.6%)、減額となっている事業所の割合が16.0% (同7.0%) となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：％)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	34.8 (43.8)	13.3 (12.2)	1.0 (0.8)	50.9 (43.2)
課長級	27.1 (35.8)	15.1 (15.9)	1.0 (0.8)	56.8 (47.5)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
2 () 内の数字は、昨年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：％)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし		
係 員	91.8 (99.0)	84.6 (95.2)	17.3 (19.6)	16.0 (7.0)	51.3 (68.6)	7.2 (3.8)	8.2 (1.0)
課長級	86.4 (91.1)	75.7 (87.3)	15.9 (19.4)	11.7 (6.0)	48.1 (61.9)	10.7 (3.8)	13.6 (8.9)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 () 内の数字は、昨年の割合である。

3 人事院報告の概要

人事院は、本年10月28日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与について報告したが、その概要は別紙のとおりである。

4 月例給に関する職員給与と民間給与との比較

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較

(ラスパイレス方式)を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与358,043円に対して職員給与は357,983円であり、職員給与が60円(0.02%)下回っている。(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月30日)参考資料第17表)

職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
358,043円	357,983円	60円 (0.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

5 本年の月例給の改定方針

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、定期昇給について中止や昇給額が減額となっている事業所の割合が昨年より増加していること等一部悪化の傾向が見られるものの、約5割の事業所は昇給額が昨年と比べて変化がないなど、全体としては昨年から大きな状況の変化はないものと考えられる。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記4のとおり、職員給与が民間給与を60円(0.02%)下回っているものの、ほぼ均衡している。

よって、本年については、公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないこととする。

令和2年人事院報告の概要

報告の骨子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約 12,000 民間事業所の約 43 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 80.2%)

公務と民間の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164 円 △0.04%

〔行政職(一)…現行給与 408,868 円 平均年齢 43.2 歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考)ボーナスの改定(令和2年 10 月 7 日勧告)

民間の支給割合(4.46 月)との均衡を図るため引下げ 4.50 月分→4.45 月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

給与等に関する参考資料

参考資料 目 次

民間給与実態調査の概要	参考－1
第1表 産業別、企業規模別調査事業所数	参考－3
第2表 民間との給与比較における対応関係	参考－3
第3表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況	参考－4
第4表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	参考－12
第5表 民間における初任給の改定状況	参考－12

民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「令和2年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、民間給与等の実態を調査するものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- (ア) 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- (イ) 民間企業における給与改定の状況等
- (ウ) 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- (エ) 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、(ウ)及び(エ)に関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、アの(ア)及び(イ)に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・アの(ア)及び(イ)に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・アの(ウ)及び(エ)に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

(3) 調査機関

本委員会及び人事院等

(4) 調査の範囲等

ア 調査の範囲

(ア) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所231事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(イ) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種・・・22職種、その他の職種・・・32職種）

イ 調査対象の抽出

(ア) 標本事業所の抽出

母集団事業所を統計上の理論に従って、組織、規模、産業により8層に層化し、これらの層から128事業所を無作為に抽出し調査を行った。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所は、抽出した128事業所のうち、規模が調査の対象外であることが判明した事業所

及び調査不能の事業所を除く116事業所である。

(イ) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

ウ 集計

(ア) 調査実人員 3,880人

内訳 初任給関係 224人（うち行政職に相当する職種 224人）

上記以外 3,656人（うち行政職に相当する職種 3,655人）

(イ) 総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
計	事業所 116	事業所 27	事業所 57	事業所 32
農 業 、 林 業 、 漁 業	3	0	0	3
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	11	1	4	6
製 造 業	57	10	32	15
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	20	8	11	1
卸 売 業 、 小 売 業	5	2	1	2
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 質 貸 業	2	1	1	0
教育、学習支援業、医療、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	18	5	8	5

(注) 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第2表 民間との給与比較における対応関係

職 員 の 職務の級	民 間 の 従 業 員		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9 級	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	_____	_____
8 級	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長 事 務 課 長 ・ 技 術 課 長
7 級			
6 級	事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	
5 級	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理
4 級		事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長
3 級	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任
2 級		事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任
1 級	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員

(注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである。
2 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

【参考】行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基 準 職 務
9 級	本庁の部長の職務
8 級	本庁の次長の職務
7 級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務
6 級	本庁の課長の職務
5 級	本庁のグループリーダーの職務
4 級	企画員の職務
3 級	主任の職務
2 級	主任主事又は主任技師の職務
1 級	主事又は技師の職務

第3表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

その1 給与比較の対象職種

・支店長…	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
・工場長…	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
・事務部長・技術部長…	2課以上又は構成員20人以上の部の長 - 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
・事務部次長・技術部次長…	- 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 - 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 - 部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者
・事務課長・技術課長…	2係以上又は構成員10人以上の課の長 - 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
・事務課長代理・技術課長代理…	- 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 - 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 - 課長に直属し部下4人以上を有する者 - 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 - 課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者
・事務係長・技術係長…	係の長及び係長級専門職
・事務主任・技術主任…	- 係長等のいる事業所における主任 - 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 - 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 - 係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者
・事務係員・技術係員…	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

その2 給与比較の対象外職種

・電話交換手…	見習、外国語の電話交換手を除く。
・自家用乗用自動車運転手…	自家用乗用自動車の運転に専ら従事する者(業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。)
・守衛…	監視、警備等の業務に従事する者
・用務員…	専ら炊事又は洗濯等に従事する者は除く
・研究所長…	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
・研究部(課)長…	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
・研究室(係)長…	構成員3人以上の室(係)の長
・主任研究員…	研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
・研究員…	高度の専門的知識を有し、これに基づいて特定分野の研究を独立して、又は指導して行う者
・研究補助員…	研究員の細部にわたる指導を受けて、その補助的・準備的業務を行う者

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

区 分 職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A－B
支 店 長	人 7	歳 51.7	円 646,255	円 43	円 646,212
大 学 卒	2	*	*	*	*
短 大 卒	1	*	*	*	*
高 校 卒	4	48.7	586,621	75	586,546
中 学 卒	－	－	－	－	－
工 場 長	8	53.4	574,853	847	574,006
大 学 卒	6	52.7	550,655	1,132	549,523
短 大 卒	－	－	－	－	－
高 校 卒	2	*	*	*	*
中 学 卒	－	－	－	－	－
事 務 部 長	51	53.3	536,761	2,374	534,387
大 学 卒	31	53.7	562,180	3,965	558,215
短 大 卒	2	*	*	*	*
高 校 卒	18	52.6	496,229	－	496,229
中 学 卒	－	－	－	－	－
技 術 部 長	73	52.1	550,778	15,517	535,261
大 学 卒	32	51.3	591,365	6,122	585,243
短 大 卒	13	50.5	560,470	35,336	525,134
高 校 卒	27	53.7	500,932	16,456	484,476
中 学 卒	1	*	*	*	*
事 務 部 次 長	43	49.3	450,498	－	450,498
大 学 卒	32	50.4	452,494	－	452,494
短 大 卒	5	47.4	423,413	－	423,413
高 校 卒	6	45.4	463,710	－	463,710
中 学 卒	－	－	－	－	－
技 術 部 次 長	14	49.9	466,487	16,570	449,917
大 学 卒	5	48.6	487,384	－	487,384
短 大 卒	－	－	－	－	－
高 校 卒	9	50.5	455,912	24,955	430,957
中 学 卒	－	－	－	－	－

(注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和2年4月分平均支給額の欄を「＊」としている。(以下本表において同じ。)

区 分 職 種 名				調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額		
						きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A－B
事務課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒 技術課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	人	歳	円	円	円			
	130	49.9	491,274	12,117	479,157			
	69	47.6	508,702	6,174	502,528			
	14	51.8	443,529	6,497	437,032			
	47	52.6	480,641	22,226	458,415			
	－	－	－	－	－			
	233	50.0	535,742	30,955	504,787			
	110	48.3	586,004	33,869	552,135			
	26	50.3	527,203	19,366	507,837			
	96	51.8	485,494	31,333	454,161			
1	*	*	*	*				
事務課長代理 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒 技術課長代理 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	51	50.2	421,883	38,544	383,339			
	22	49.9	396,548	30,642	365,906			
	5	49.4	444,428	52,755	391,673			
	24	50.7	439,937	42,663	397,274			
	－	－	－	－	－			
	65	50.6	618,519	143,023	475,496			
	20	49.1	632,281	149,272	483,009			
	9	47.1	473,885	83,354	390,531			
	36	52.4	648,859	155,226	493,633			
	－	－	－	－	－			
事務係長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒 技術係長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	199	46.8	378,169	44,757	333,412			
	73	44.1	364,632	37,287	327,345			
	27	47.4	323,564	31,060	292,504			
	99	48.5	403,282	54,009	349,273			
	－	－	－	－	－			
	324	45.5	499,032	93,200	405,832			
	104	43.2	491,648	88,621	403,027			
	46	44.6	483,428	89,968	393,460			
	172	47.3	510,389	98,026	412,363			
	2	*	*	*	*			

区 分 職 種 名				調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額		
						きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A－B
事務主任 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒 技術主任 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	人	歳	円	円	円			
	209	45.1	314,138	29,712	284,426			
	78	42.5	326,992	31,495	295,497			
	43	45.3	284,571	16,506	268,065			
	88	47.4	317,822	34,884	282,938			
	－	－	－	－	－			
	354	41.7	399,073	70,816	328,257			
	112	40.7	398,509	71,409	327,100			
	59	39.2	375,278	68,370	306,908			
	180	43.0	409,427	72,338	337,089			
3	40.5	278,360	11,185	267,175				
事務係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒 技術係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	840	38.1	258,475	26,657	231,818			
	287	34.9	277,773	34,275	243,498			
	153	37.3	234,074	18,768	215,306			
	396	40.8	253,289	24,087	229,202			
	4	47.8	263,992	13,345	250,647			
	1,054	33.1	295,080	51,244	243,836			
	397	30.5	299,790	52,884	246,906			
	214	31.9	294,058	60,060	233,998			
	437	36.9	290,239	44,662	245,577			
	6	48.1	251,437	13,370	238,067			

2 企業規模500人以上

区 分 職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A－B
支 店 長	人 7	歳 51.7	円 646,255	円 43	円 646,212
工 場 長	2	*	*	*	*
事 務 部 長	20	53.2	675,269	－	675,269
技 術 部 長	22	53.5	685,215	44	685,171
事 務 部 次 長	13	51.5	566,412	－	566,412
技 術 部 次 長	－	－	－	－	－
事 務 課 長	78	49.6	563,943	13,662	550,281
技 術 課 長	87	51.7	746,968	79,619	667,349
事 務 課 長 代 理	32	51.2	448,018	49,911	398,107
技 術 課 長 代 理	36	51.9	763,448	206,549	556,899
事 務 係 長	95	47.7	460,537	70,343	390,194
技 術 係 長	165	46.5	619,613	136,111	483,502
事 務 主 任	70	45.0	379,691	46,094	333,597
技 術 主 任	186	41.5	464,687	95,211	369,476
事 務 係 員	311	37.7	301,689	42,549	259,140
技 術 係 員	419	31.5	313,294	62,156	251,138

3 企業規模100人以上500人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A－B
支店長	人 －	歳 －	円 －	円 －	円 －
工場長	6	52.8	529,958	1,138	528,820
事務部長	24	53.4	482,895	－	482,895
技術部長	27	50.8	518,731	1,037	517,694
事務部次長	29	47.9	409,296	－	409,296
技術部次長	5	54.1	535,420	－	535,420
事務課長	44	49.9	408,770	4,824	403,946
技術課長	117	48.8	436,124	1,409	434,715
事務課長代理	15	49.1	410,440	27,857	382,583
技術課長代理	25	49.9	471,799	78,947	392,852
事務係長	78	45.6	323,915	26,680	297,235
技術係長	123	43.8	365,644	45,203	320,441
事務主任	113	45.3	294,009	24,126	269,883
技術主任	133	42.9	336,392	49,531	286,861
事務係員	420	37.9	237,090	18,904	218,186
技術係員	512	34.4	267,419	36,251	231,168

4 企業規模100人未満

区 分 職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A－B
支 店 長	人 －	歳 －	円 －	円 －	円 －
工 場 長	－	－	－	－	－
事 務 部 長	7	53.2	406,485	14,044	392,441
技 術 部 長	24	52.3	487,248	39,546	447,702
事 務 部 次 長	1	*	*	*	*
技 術 部 次 長	9	48.1	436,773	23,712	413,061
事 務 課 長	8	52.1	327,745	34,048	293,697
技 術 課 長	29	50.0	376,240	16,775	359,465
事 務 課 長 代 理	4	47.8	292,950	－	292,950
技 術 課 長 代 理	4	44.8	346,425	22,550	323,875
事 務 係 長	26	47.2	284,714	18,941	265,773
技 術 係 長	36	46.3	370,522	49,029	321,493
事 務 主 任	26	44.9	254,132	16,743	237,389
技 術 主 任	35	38.0	297,000	25,938	271,062
事 務 係 員	109	40.3	218,928	11,721	207,207
技 術 係 員	123	38.5	286,883	40,126	246,757

その2 給与比較の対象外職種
規模計

区 分 職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A－B
電 話 交 換 手	人 －	歳 －	円 －	円 －	円 －
自家用乗用自動車運転手	－	－	－	－	－
守 衛	－	－	－	－	－
用 務 員	1	*	*	*	*
研 究 所 長	－	－	－	－	－
研 究 部（課）長	－	－	－	－	－
研 究 室（係）長	－	－	－	－	－
主 任 研 究 員	－	－	－	－	－
研 究 員	－	－	－	－	－
研 究 補 助 員	－	－	－	－	－

第4表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	500人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	円 183,609	円 * 183,141	円 * 184,547
		短大卒	* 164,180	x	x
		高校卒	157,253	* 164,318	156,144
	新卒技術者	大学卒	* 193,451	* 206,629	* 187,660
		短大卒	* 181,764	* 179,346	* 182,436
		高校卒	159,480	* 158,781	163,424
	新卒事務員・技術者 計	大学卒	188,190	189,834	186,554
		短大卒	* 178,695	* 174,464	* 180,319
		高校卒	159,100	* 158,957	159,480

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 3 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第5表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項 目		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
学 歴	企業規模		増額	据置き	減額	
大学卒	計	39.3	(42.8)	(57.2)	(0.0)	60.7
	500人以上	91.5	(53.8)	(46.2)	(0.0)	8.5
	500人未満	23.7	(30.0)	(70.0)	(0.0)	76.3
高校卒	計	42.5	(37.6)	(62.4)	(0.0)	57.5
	500人以上	83.2	(35.4)	(64.6)	(0.0)	16.8
	500人未満	30.3	(39.4)	(60.6)	(0.0)	69.7

- (注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

職員の給与に関する報告

発行日 令和 2 年 11 月 11 日

編集・発行 島根県人事委員会事務局
松江市殿町 8